

女性に対する暴力に関する専門調査会（第61回）における検討事項について

○第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）（抄）

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

3 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

①関係諸規定の厳正な運用と適切かつ強力な捜査の推進

・女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。

○第3次男女共同参画基本計画策定過程における検討の経緯

（1）第2次計画のフォローアップ結果等を踏まえた論点（案）

「強姦罪の見直しの検討（法定刑の引上げ、同意年齢の引上げ、非親告罪化、近親姦の加重規定創設）」

平成22年1月21日 「基本問題・計画専門調査会 女性に対する暴力に関するWG」

（2）第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）

「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」

平成22年7月23日男女共同参画会議

○「等」「など」

「等」：強姦罪の見直しとして例示されたもの以外に、検討の過程で言及のあった「法定刑の引上げ」、「親等子どもを保護すべき者からの性行為の加重処罰」を意味する。

「など」：強姦罪の見直しが、「強制わいせつ罪」や「強姦致死傷罪」など、強姦罪に密接に関連する性犯罪の規定に影響を与える場合に、それら規定も含めた検討が必要になるとの趣旨で「など」を付しているもの。